

総務市民委員会 会議録

日 時 令和2年5月25日（月曜日）
午前10時開会 午前11時08分閉会
場 所 第1委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項及び報告事項
（1）市長公室関係
（2）市民生活部関係
 - 4 その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長 島岡 宏明
副委員長 今野 貴子
委 員 久松 猛
委 員 吉田 博史
委 員 吉田千鶴子
委 員 海老原一郎
委 員 篠塚 昌毅

欠席委員（1名）

委 員 柴原伊一郎

説明のため出席した者（10名）

副市長	東 郷	和 男
副市長	栗 原	正 夫
市長公室長	川 村	正 明
市民生活部長	塚 本	隆 行
政策企画課長	佐々木	啓
財政課長	山 口	正 通
市民活動課長	五 来	顕
生活安全課長	坂 本	英 宣
市民課長	佐 野	善 則

環境保全課長

佐 賀 憲 一

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

傍聴者（0名）

男 0名

女 0名

議 員 田子 優奈

○**島岡委員長** ただ今から総務市民委員会を開催いたします。まだまだコロナが全世界で猛威を振るっておりますが、世界各地でワクチンの開発など前向きの情報も出ております。日本でもアンジェスという会社はワクチンの開発に乗り出して、動物実験も終わったということで、オリンピックに向けて、ぜひ早くワクチンの開発をお願いしたいなと思っております。本日は柴原委員が体調不良により欠席しております。今回は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり。）

○**島岡委員長** それでは、そのようにご協力お願いいたします。これより、市長公室の資料に基づき、令和2年度土浦市一般会計第4回補正予算（案）について 企画費関係新型コロナウイルス感染症対策事業の説明願います。

○**佐々木政策企画課長** 企画費関係の新型コロナウイルス感染症対策事業につきまして、ご説明の方をさせていただきます。1ページをお願いします。新型コロナウイルス感染症対策事業の1つ目。買物難民支援事業でございます。新型コロナウイルスの感染症対策としてですね、外出自粛の影響で専門サイトの流通ニュースなどによりますと、全国のスーパーにおける3月4月の売り上げというのが前年と比べて、ほとんどのスーパーで伸びておると。またこのような状況はネット上のスーパーにおいても同じような状況ということで、一部のコープにおきましては、新会員の登録を中止しているとのことでございます。このような中、今回の事業でございますが、1の概要をご覧いただきまして、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、スーパーなどでの3密状態を避けるといったものを第1の目標として掲げつつ、このコロナの感染を警戒して買い物に行けなくなった方々。さらには、そもそもスーパーが近くにないと。ネットも使えないといった。コロナの前からですね買い物をするのに不便をきたしていたといった、特に高齢の方々向けに、市が移動販売を展開する事業者を支援することでの確にそういったニーズに対応してまいりたいというものです。大きな2番の補助対象者でございますが、こちらにつきましては、野菜のみの販売ですとか、特定の品目と取扱う事業者ではない。加工食品なども含めてですね、食料品全般を移動スーパーで販売をする事業者といたしたいということでございます。大きな3番補助対象の費用でございますが、移動スーパー等実施するために必要となる人件費といたしまして、こちら市の非常勤職員任用管理規定を元に算出いたしました年額200万といたしたいというものでございます。なお、この事業につきましては、市において事前に全地区長へ移動スーパーの配車の要望の有無を伺いまして、希望する場合は、どのような場所での希望をするのかと、そういったニーズ調査を行いたいと考えております。そのうえで市の方でたとえ少人数の集落であってもこのニーズがあればきめ細やかな対応をお願いしたいと。そういったのを前提に事業者の公募を掛けたいと考えております。ただそのようなことで事業者においてはそのような条件の中で事業の採算というものも考えなければならないと。ただ独自に採算が取れるまでは、相応の期間がかかると、そういうことから一定期間継続して支援してまいりたいとそのように考えてございます。大きな4番目でございますが、補助対象者

数でございますが、公募によりまして1事業者といたしたいと考えてございます。5番の補助対象条件といたしましては、1ポツ目で移動販売をするための専用車両を確保されていると。また当然であります。2ポツ目で市内のみを巡回すると。3ポツ目で週5日以上移動販売を行うこと。4つ目で1日の販売時間は5時間以上とすること。5つ目で事業開始年度から5年間で独自採算により事業の継続を見込めること。6つ目で移動販売に必要な許認可、保健所などの許可でございますが、そういったものを受けているもの。などを要件といたしたいというものでございます。その下大きな6番でございますが、公募方法といたしましては、広報紙、ホームページなどでですね公募をかけるほか、市内のスーパーにおいても別途通知をいたしたいと考えております。なお、本日、別にA3の地図をおかさせていただきました。ちょっと見づらい部分もございますが、こちらはですね、市内および市の境の部分。34のスーパーをその位置を示したものでございます。この円につきましては、国の総務省の方で平成29年に買物弱者対策に関する調査というものを実施したところでございますが、その定義の中で高齢者の平均的な徒歩移動可能距離として500メートルから1キロメートルといったことが定義づけられておったということから、とりあえずここではスーパーから1キロメートル圏内ということで円の方を示させていただいたところでございます。地区長からの希望を聞かなければわかりませんが、おそらく円の外等を中心に希望が出て来るものではないかなという風に我々としては思っているところでございます。1つ目の事業としては以上でございます。続きまして、1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧くださいと思います。コロナウイルス感染症対策事業の2つ目。地場産品販売促進事業でございます。こちらにも新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、市内の事業者が甚大な影響を受けている状況を踏まえまして。ただこのコロナ禍の状況でもですね、先ほどもご説明いたしましたとおりネットを通じた購買というのは相当なニーズがあるといった状況でございます。資料の右上をご覧くださいまして、実は2年前から一般社団法人茨城県観光協会において、いばらき県産品お取り寄せサイトというのを立ち上げまして、ネット上で県産品の販売を行っているところでございますが、中々地名度というものが上がらず、伸び悩んでおったとのことでございます。そんな中、先日22日に知事の方の記者会見がございました。その中でこのサイトのご説明がございましたが、県において現在、地域経済を取り戻していけるよう、消費による県内事業者や生産者の応援を呼びかける茨城を元気にしようワンチームいばらきといった応援キャンペーンを実施しているところであります。その取り組みの一環で県産品を買って贈って茨城を元気にしようという項目がございまして、その中でこの取り寄せサイトの紹介がありまして、今般このサイトをですね大幅リニューアルをいたしまして、様々な特典を設けると。出店数も大幅に増やしまして県内事業者を強力に応援していくんだといった話でございました。すいません。サイトの話で前段長くなりますが、今お話した特典の部分でございまして、資料のですね中ほどの右側に付けさせていただきました。ネットショッピングの大手ヤフーですとか楽天においても、出品した際は、ある程度一定の商品手数料ですとか配送料など、購入者と事業者へ負担をしていただいております。このサイトにおいてもこれま

ではそういった負担をしておったところでございますが、今回のリニューアルに合わせて、今年度はこの2つの手数料を一部無料または一部手数料については県の方がもつと、そういった状況でございます。このようなことを踏まえまして今回の地場産品販売促進事業でございますが、1の補助概要をご覧いただきまして、本市の事業者でこのお取り寄せサイトへ参画していただける事業者に対しまして、今年度の配送料相当分。こちらを市で負担するというので、この市においても販売機会が減少している市内事業者を応援して行きたいというものでございます。2つ目の補助金交付対象者でございますが、今現在、市の事業者はこのお取り寄せサイト。1、2社くらいしか入っていないという状況でございますが、参画いただける事業者を対象といたしまして、交付対象者として考えております。大きな3番目で補助対象経費でございますが、今年度、配送料相当額を助成いたしたいというものでございます。大きな4番目で補助件数予算計上額でございますが、件数については、月通常の品物50件、クール便50件の合計100件を見込んで算出したものでございます。大きな5番目、対象事業者でございますが、こちらですね、大きな6番で要件を付けさせていただきましたが、まずスピードを持ってこちらの方にご参画いただきたいということで、市のふるさと納税でご協力をいただいております77事業者。そちらへお声かけいたしたいと、そのように考えております。そのうえで、資料番号飛びまして7番でございますが、広報紙ですとかホームページなどで周知を図って募集を掛けたいと考えてございます。資料一つ戻りまして6番、ご覧いただきまして、対象要件といたしましては、市内在住の生産者や市内の事業者、店舗等がある事業者と。あといばらき県産品お取り寄せサイトに新たに登録する事業者であること。3つ目で、市の地場産品を扱う事業者であること。こういった要件で、お声かけをして行きたいとそのように思っているところであります。

○**島岡委員長** ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○**海老原委員** 買物難民支援の事業なんですが、補助対象要件の中に、販売時間は概ね5時間以上とあります。この販売時間というのは、移動の時間も含めての5時間なのか。販売だけの5時間なのか。

○**佐々木政策企画課長** この販売時間の5時間につきましては、移動と販売を含めた時間でございます。

○**海老原委員** もう1点。始まった後の、事業が始まった後の市の方ではどのようにチェックしているのか。するのか。

○**佐々木政策企画課長** 市の方では、年度当初に交付申請をいただきます。その際に事業計画書も付けていただきます。それを受けて年度末精算という形にしようとして今考えているところでございますが、年度初めと年度の最後にですねチェックをまずかけたいと。事業計画の中ではですね、先ほどもお話したとおり、市が助成するというのでございますので、収益もさることながらきめ細やかなサービス。要は通常であれば人がある程度張り付いているところに、長時間販売していただくのが一番収益につながるんですけども、実際15分ですとか20分間隔で、小さな集落を回っていただくと。そういった要望をしながら、その状況がどうなのかというのを年度末に確認しながらチェックを

掛けていきたいと考えてございます。

○**海老原委員** 今の説明だと、年に1回のチェックだよね。最初のうちは、半年に1回とか、3カ月に1回。商品なので。生鮮が含まれるので。年に1回ではちょっと足りないと思うんだけど。チェックが。いかがでしょうか。

○**佐々木政策企画課長** 今回新たに構築した事業でございまして、その辺のチェックの部分ですか。それどういった形が一番いいのかですね、もう少しチェックできるような体制ですか。そういったのも今から検討していきたいと考えてございます。

○**島岡委員長** これ1事業者のみということで、私の近所にお豆腐家族という車で回っている方がいらっしやまして。例えばその方が、この公募に応募することは出来るのでしょうか。お豆腐家族というのは何軒もある。

○**佐々木政策企画課長** 先ほど、資料の2番で補助対象者ということで説明させていただきましたが、特定の品目ですか、のみの販売はですね、一応今回対象としないと。食料品全般を販売できる方を対象として進めていきたいと、そのように考えてございます。

○**島岡委員長** お豆腐家族は、いわしの煮たのとか、ラーメンとか、いろいろ売っているんですよ。中で。豆腐だけじゃなくて。豆腐は1点だけで。あと、まあ豆腐以外にすぐいっぱいやっているんですけど。当然お豆腐家族さんも家に来ている人は、ここに申し込めば200万円もらえるから申し込むんじゃないかと思うんですけど。豆腐家族といいながらも多品目。魚とかは扱ってませんけれど。そういうのは対象になるのでしょうか。

○**佐々木政策企画課長** ある程度食料品全般を扱っているというのであれば対象にした。ただ今回1事業者に絞ったというのは最終的に複数の方が手が上がった場合は、プロポーザルで決定いたしたいと。中身でですね、取り扱っている品目の数ですとか、地区長の意向をどのくらいカバーできるような形になるのかとか。そういったものでプロポーザルでですね決定いたしたいと考えてございます。

○**今野副委員長** 聞き逃していたら大変申し訳ないんですけど、地区長にお話を聞いて、これから諮っていくと。ルートを決めるとか。そのようにご説明があったかと思うんですが。仮に地区長がいやうちのところはいいよという風になった場合は、なくなるのか。もしくは、それともう1件。この町は、ここここを中心回ってもらいたい的なそういう地区長の細かい配慮というか、そういうことも聞き取りでこれから行っていくのか。この2点お願いします。

○**佐々木政策企画課長** 基本的に地区長にですね、話を聞きたいというのはですね、他市で確かにこういう移動バスの助成している自治体がございまして。その辺の話を聞いた時に。1番最初に出て来たのが地元のお店などからのクレームですか。そういうのが多くなるという話を聞きました。そういうことから、まず地区長さん、地元精通する地区長さんの意向を聞くのが一番ベストではないかということで、今回こういう形にさせていただきました。地区長さんが必要ないということですが、我々としては地区の意向ですか、その全部の地区の意向をまず聞いてですね、それを受けて、事業者さんの方にですねお渡ししてきめ細やかなコースづくりをしてほしいというようなお願いをしたい

と考えております。基本的に必要ないというのであれば、そのコースの中には入らないのではないかなと考えているところでもあります。

○**島岡委員長** 公募は、よういドンという。例えば公募の時期は大体どのくらい。どの辺を予定しているのでしょうか。

○**佐々木政策企画課長** 一応この予算が議会の方で了承いただけるのであれば、速やかに進めたいと。7月中には公募を掛けれるような、周知を図れるような形で今進めていければと考えてございます。

○**篠塚委員** まず、補助対象費。人件費1名分に年間200万というのですが、これの算出根拠の方がわかればということと。もう1点。事業開始から5年で独立採算制ということなんですが、これは単年度の補助金ですか。それとも5年間を見込んでの補助金で事業をやっていくのか。新型コロナウイルス感染拡大防止独自事業ということは。なんで1年間なのか。5年間これ採算取れるまで見てくれるのか。まず。

○**佐々木政策企画課長** この200万の根拠でございますが、先ほど1回ご説明させていただきましたが、市の任用職員の規定に基づきまして、人件費1人あたり年間850円の7.5時間ということで算出したものでございます。今お話した200万の単年度なのか、5年間なのかということでございますが、このコロナウイルスの対策については市としても、今回のこれだけで終わりというような状況では、世間で言われているように第2波、第3波。長い戦いになるのではないかなということですね。今回200万。単年度ではなくてですね。一応次年度も交付申請をいただきまして、年度末で、ようは200万なくて赤字の場合については、200万の補助をして行きたいと。最長5年間ですね、補助して行きたいという考えでございます。

○**篠塚委員** 確認すると5年間の継続事業として捉えているということによろしいですか。

○**佐々木政策企画課長** 5年間の継続事業といいますか、その前にですね、採算が取れるようになれば、そこで打ち切りにはしたいと考えておりますが、ただ、我々の方でも当然かなりの要求いたします。ようは小さい集落ですとか、そこもしっかり回ってくれというような要求をしていきたいと考えております。そうすると採算を取るまで相応の時間がかかると思われますことから5年間延長ということではなくて事業者においてはですね、なるべくその中でも独自採算が取れるような形をで頑張ってほしいというのをですねいいながらも、最長で5年間ですか。5年間の補助。5年間でも見込めなかった場合は5年までは出すと。ただ一番最初の公募の時点で5年で事業採算が取れることというのも、募集の中で謳っていきたいと考えてございますので、その中で計画的に進められるように事業者さんの方で努力していただければと、そんな状況でございます。

○**篠塚委員** 最低5年間は続けるということが条件で公募するということですよ。ちょっとお願いなんですけど、具体的にですね公募するまでのプロポーザルにあたってのチェック事項とかあると思うんですよ。どういう品物用意しろとか。たぶん。そういうのもプロポーザル出来ないでしょうから。そういう資料とかですね。それから決定までのフロー。流れをですね。いつ頃募集して、地区長の話を知るとか、そういうのもあれば、

出していただければ。ちょっと議論がかみ合わなくなっちゃうと思うので、その資料をだしていただければと思います。

○佐々木政策企画課長 プロポーザルを掛けるまでのスケジュールと、要件ですね。一番大きい所では、その販売車両。特殊車両でございますので、それを用意するということが一番の大きい要件でございますが、そういった前段の部分ですか、その辺をちょっとまとめたのをですね、本会議ですか、その時にお示しできればと思っております。

○吉田（博）委員 いばらきの県産品お取り寄せサイト。これはいわゆる土浦市のふるさと納税に登録している事業者なんかが一番有利だと思うんだけど。ようはふるさと納税は我々土浦市民は買えなかったんだよな。市民はね。でも今回茨城のサイトで土浦市のふるさと納税をやっている事業者が協力すれば我々土浦市民もそのネットの中から買えるということでもいいのかな。

○佐々木政策企画課長 今おっしゃった通り。その通りでございます。市民でも購入出来ると。その中で土浦市の分は、土浦市の方もですね協調で助成して他とちょっと差をつけようという形で、皆さんが目止めていただければと。そういう形で進めていければというものでございます。

○久松委員 ひとつは食料品全般ということで、生鮮食料品も含まれるのかということが一つ。それから、これから公募をして事業者を決めて、回るポイントを決めて事業がスタートすると。こういう段取りになると思うんだけど。移動販売のスタートする時期はいつごろを予定しているのですか。

○佐々木政策企画課長 取り扱うもので生鮮食料品ですか。そういったのもですね実際やっているところもありますので、そういうのが入るのであれば、きちんと許可を取ったうえで、OKにしたいと考えてございます。時期につきましては、プロの時期など示したのをお示ししたいと思っておりますけれど。だいたい9月ごろには走れるような形が取れればと。そのように考えてございます。

○海老原委員 実際、その移動販売車が販売する場所というのは、どういうところを予定しているのか。場所って、例えば公民館の前とかさ。地区じゃなくて。

○佐々木政策企画課長 他の事例、聞き取りいたしましたところ、やっぱり多いのは公民館ですよ。もう一つは、先ほど言ったように近くにお店がない場所で、例えば、協力していただける事業者さんの駐車場とか。そういうところで売っているケースもございます。

○島岡委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

（「はい」という声あり。）

○島岡委員長 次に、マイキーID設定支援事業の説明願います。

○佐々木政策企画課長 3ページをご覧くださいまして、次はマイキーID等の設定支援事業でございます。マイキーIDとは、マイナンバーカードをウェブ上で設定する際のID。いわゆる個人の認証情報でございます。このマイナンバーカードでございますが、1つ目の背景をご覧くださいまして、今回の特別定額給付金の関係でございますねいち早く申請できるといったことから全国的に注目を浴びたところでございます。本市におき

まして4月中旬からですね5月にかけて、市民課の窓口において、申請や交付、さらにはパスワードの再設定などですね、多くの市民の方が窓口に殺到したと。多い時期ですね2時間待ちというような時間もあったとのことでございます。また、ポツの2つ目でございますが、このマイナンバーカードですが、国におきましてカードを取得しこのマイキーIDの設定した方を対象にですね、事前にワオンですとかペイペイなど、希望するキャッシュレスサービスを1つ選択させてですね。その選択したキャッシュレスサービスを使って2万円以上の買い物。もしくは事前にチャージをした場合。1人あたり5,000ポイントを上限として、ポイントを付与すると。そういったマイナポイント事業を本年9月から来年3月までの7カ月間実施する予定となっております。さらには来年3月からですねこのマイナンバーカード、健康保険証としても使えるようになる。そういったことで今後、このカードの活用場といったものが増えつつあるといった状況であります。このような中ポツの3つ目でございますが、これらの対応といたしまして、今年度の当初は、現行の市民課のある6つの窓口。この対応で大丈夫ではないかと、そのように思っておったところでございますが、定額給付金ですね、申請を契機に今後ますます申請者が増加することが想定されると。そういったことから国のマイナポイント補助金。これ国の10分の10の補助でございますが、この補助金を活用いたしまして、新たに任用職員を雇ってですね受付体制の強化を図ってまいりたいというものでございます。大きな2番をご覧いただきまして、任用時期につきましては、今年の7月から来年3月までと。3番をご覧いただきまして、任用人数は3名。その下4の必要経費でございますが、人件費など530万でございますが、先ほどご説明したとおり、全額国のマイナポイント事業補助金。こちらを活用して対応していきたいと。なお、任用職員の配置場所でございますが、市民課の窓口、市民の皆様の利便性などを考えまして、市民課前のエスカレーターの下ですねスペース。あちらにパーテーションで区切って設置いたしたいと、そのように考えてございます。

○**島岡委員長** ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○**篠塚委員** 次回、資料の提供をお願いしたいのですが、マイナンバーのマイキーIDとかですね。パスワードとか今あったんですけど。たぶんわからないと思うので書類があればですね。これがマイキーIDでパスワードですとか、そういうのがあれば出していただければと思います。

○**佐々木政策企画課長** マイナンバーカード、今一番結構、世間でも言われるのがパスワードが多いというのと、どういうところでどういうのを入れていいのかわからない。といったことがございます。その辺ちょっとまとめたやつですね、次回お示しできればと考えてございます。

○**久松委員** マイキーとはなに。私の鍵。

○**島岡委員長** 優しく説明してもらっていいですか。

○**佐々木政策企画課長** マイナンバーカードがございまして、そのカードをですね、ネット上でといいますか。ウェブ上で自分だと認識させるための情報ということで、ランダムな英数字になっているような。個人を特定する暗号といいますか、そういうもので

ございます。

○久松委員 それがマイキーID。それをいう訳ね。

○佐々木政策企画課長 そうですね。

○島岡委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり。)

○島岡委員長 次に、土浦市土地開発公社の解散について説明願います。

○佐々木政策企画課長 4ページご覧いただきまして、土浦市土地開発公社の解散についてでございます。資料の上段でこれまでの経緯をまとめさせていただきました。本市の土地開発公社、昭和34年に設立いたしまして、その後昭和48年に公有地の拡大に推進に関する法律に基づく公法人として、土浦市土地開発公社と組織変更を行い、現在に至っております。当公社の主な実績といたしましては、市道ですとか都市計画道路などの採用地の取得、公用地などの取得、管理、処分等を行ってきたところでございます。しかしながら、近年では大規模な用地取得計画もなかったと。土地の先行取得は行われていない状況でございます。以上の状況を踏まえまして、公社の設立目的である公共用地の先行取得につきましては、ほぼほぼ達成したといったことから、法の第22条1項に基づいて解散をいたしたいというものでございます。なお、下段のスケジュール付けさせていただきました。下段に。今後につきましては、今議会で解散の議案に対しまして議決をいただければ、県へ解散認可の申請をいたしたいと考えてございます。その後、県の認可をいただければ清算手続きに入りまして、予定といたしましては、今年の12月に公社財産というのがございます。預金については、市の一般会計で歳入できるように補正予算を組みたいと。また、土地については、4筆ほど残ってございますが、既存道路の拡幅用地として、市の道路の部分へ引き渡せればと、そのように考えております。その後清算決了の登記および県知事への届け出により公社を解散できればと考えてございます。

○島岡委員長 ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○久松委員 今残っている財産で、4カ所ほどの土地があるということなんだけれども、4カ所とも活用の見通しはどうなんですか。

○佐々木政策企画課長 4カ所ともですね、1カ所は中央1丁目の土地でございますが、代替え地として平成30年度に渡す前にですね、地元から道路が狭いということで、市の形状を残したままセットバックした経緯がございます。そういった形で、その細い土地が残ってしまったと。あと残りの3つについても、もともと狭い道路のですね、帯状についているような土地3筆でございますが、中々活用を図るといった土地ではないといったことから、市の方の道路の拡張用地として引き渡せればと、そのように考えているところであります。

○島岡委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり。)

○島岡委員長 その他何か市長公室からございますか。

○山口財政課長 例年ですね、作成配付をしております。土浦市の財政ハンドブック。

本年度も作成をいたしまして、皆様の方にお配りをしておりますので、ぜひご利用いただければと思います。

○**島岡委員長** その他何かございますか。

（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** 委員の皆さんからは何かございますか。

（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** なければ市長公室の皆さんは退室いただいて結構です。ご苦労さまでした。

（市長公室 退室）

（市民生活部 入室）

○**島岡委員長** これより、市民生活部の資料に基づき、土浦市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正（案）について説明願います。

○**坂本生活安全課長** 土浦市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正（案）につきましてご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。今年の3月の定例会時の事前委員会でもご報告させていただきましたが、土浦市では自転車放置禁止区域や公共の場所に毎年約390台程度自転車や原動機付自転車が放置されており、それらをシルバー人材センターに委託して、撤去保管をし、防犯登録などから所有者など市が調べまして、連絡するなどして100台程度返還にいたっております。その際、自転車が1,030円。原付が1,540円を保管手数料として徴収しています。市では朝通勤通学時間帯に駅前に立哨指導員を配置するなどして放置自転車禁止の指導などを行っておりますが、中々減らない現状になっております。撤去、保管、返還について自転車や原付1台当たりの実費経費分を計算しますと、自転車が3,300円、原付が3,800円程度かかっていることから、放置自転車等の対策経費の実費相当額を利用者に求め、違法駐車を減少を図るため、現在徴収しております保管手数料、自転車1,030円を3,300円に。原付の1,540円を3,800円に条例の一部を改正するものであります。合わせまして条例の第5条中の一般乗合自転車運送事業者を道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者と改めるものです。施行日は令和2年10月1日とし、第5条の改正規定は公布の日から施行いたします。10月1日以前に条例の規定により撤去保管したものににかかる経費の徴収につきましては、経過措置として改正前の料金で徴収いたします。なお、今回は条例改正に合わせて規則の改正も行いまして、保管期間を6カ月から2カ月に、保管場所を湖北の跨線橋の下から土浦駅西口第2自転車駐車場に改正しております。また、経過措置期間中に料金の改正について、広報紙や市のホームページにより市民への周知を行っていきたいと思っております。

○**島岡委員長** ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○**久松委員** 実費計算の実費の費用。品目とはどういうものなんですか。

○**坂本生活安全課長** こちらの方は、年間にシルバー人材センターの方に撤去費用としまして、105万6,000円ほどで委託をしております。そちらを年間の撤去台数約390台の方で割り返しますと、1台あたりが2,700円程度かかっております。そ

の他、返還にかかる人件費。10分ほどで返還することができますので、時給900円を10分の6の費用が大体160円ほど。それから自転車の保管に係る費用の方が、自転車駐輪場を利用しますと大体1,600円なんですが、取りに来られる方は10日ほどでだいたい取りに来られていますので、3分の1カ月程度、10日ほどで駐車料金はかかるというようなことを計算しますと、530円程度。それらを合算しますと3,300円になるということで、一応そのようなことで実費ということで計算させていただきました。

○久松委員 保管期間は2カ月に短縮するんですか。

○坂本生活安全課長 今までは6カ月間保管しまして、返還をしていたんですが。こちらの方、ほとんどの方が90パーセント以上が2カ月以内に取りに来られていますので、保管期間を6カ月から2カ月に変更しまして、自転車の処分の期間をサイクルを速めまして、保管して置いておく自転車を減らすということで2カ月の方に変更させていただきました。

○久松委員 今、何台くらいストックされているんですか。

○坂本生活安全課長 150台から多い時で300台ほど、保管するような形になっております。

○海老原委員 保管場所が変更するというだけけれど。

○坂本生活安全課長 保管場所なんですけど、湖北の跨線橋の下におきまして、シルバー人材に委託をしまして、連絡をする時に湖北の跨線橋の下へ取りに来なさいという連絡をするんですが、週に2回ほどしか、返還する曜日を設けていないんですが、今回駅の西口の自転車駐輪場におくことによりまして、あちらにはシルバー人材センターの職員が常時毎日いますので、取りに来るのがいつでも取りにこれると、返還できるというような利点がありますので保管場所を変更することにいたしました。

○海老原委員 西口の駐車場のどこになるんだっけ。それは。自転車駐輪場って。

○坂本生活安全課長 西口のですね。第2駐輪場と。一番奥のところにある。ガードのところにある手前にある駐輪場なんですけれども。あちらの屋上部分が稼働していない。稼働というか。台数が少ないので、余剰スペースがありますのであちらにおくということになりました。

○久松委員 そうすると、湖北の跨線橋の下保管して置いて、それで、私のでしたと連絡があって返還をするものについては、駐輪場に移動させるという意味ですか。

○坂本生活安全課長 10月1日以前のは、あくまでも湖北の方に保管しておきまして、そちらの方の台数が減ったものに関しては、そちらでそのまま返還をするんですが、10月1日以降に撤去したのものに関しては西口の方に保管していくと。徐々に向こうはなくすというような。

○島岡委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり。)

○島岡委員長 次に、令和2年度土浦市一般会計補正(第4回)予算(案)について説明願います。

○佐野市民課長 2ページをお願いします。令和2年度土浦市一般会計補正（第4回）予算（案）につきまして説明をさせていただきます。事業名は戸籍住民基本台帳関係事業でございます。今回の補正は個人番号カードの発行等に関するもので、まず、1の補正の理由ですが、個人番号カード交付事業費補助金につきましては、個人番号カードの発行などの事務を国の機関であります地方公共団体情報システム機構に委任する経費に対する国からの補助金で、令和2年度第1回通知カード・個人番号カード関連事務の委任等に係る交付金の請求額が地方公共団体情報システム機構から示されましたが、その請求額が当初見込んでいた予算額を上回る額となったため、その費用について増額補正をお願いするものでございます。続いて2の補正予算額です。初めに歳入です。16款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金、個人番号カード交付事業費補助金です。個人番号カード交付事業費補助金につきましては、当初予算額1,070万4,000円に今回増額補正をお願いする611万1,000円を追加し、1,681万5,000円とするものです。続いて歳出です。2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費18節負担金補助及び交付金、個人番号カード関連事務交付金として、当初予算額1,418万6,000円に今回増額補正をお願いする262万9,000円を追加し、歳入同額の1,681万5,000円とするものです。3の補助率につきましては、10分の10となっております、全額国からの補助金となっております。

○島岡委員長 ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○篠塚委員 先ほどマイキーIDの話があったんですが、マイキーID発行は、1階のエスカレーターの下あたりにブースを設けるといったんですけど、マイナンバーカードもマイキーIDも同じものだと思われるので、混乱される方もいると思うのでスムーズな発行の方の流れをやっていただければと思います、その辺はどのように考えていますか。

○佐野市民課長 少し前にですね、マイキーIDの設定に関しまして政策企画課の方からご連絡がございまして、市民課、今、窓口の方を増やして対応しているような状況ですが、やはりマイキーIDの方が、さらに増やすと場所自体が本当にいっぱいいっぱいの状況ですので、じゃあどちらがいいかというような方向で考えまして、市民課に出来るだけ近いお客様を他に移動させない形の場所を設定したいということで、今調整をしているところでございます。

○篠塚委員 市民の方よくわからない。私もよくわからないので、その辺の説明とか、流れをスムーズにやるようにお願いします。

○佐野市民課長 了解いたしました。

○島岡委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

（「はい」という声あり。）

○島岡委員長 次に、令和2年度市民生活部所管の計画策定事業について説明願います。

○五来市民活動課長 3ページをお開き願います。令和2年度市民生活部所管の計画策

定事業についてでございますが、今年度は市民活動課所管の第4次土浦市男女共同参画推進計画1本でございます。趣旨でございます。男女共同参画社会実現のため、現在第3次計画に則りまして、各種施策を推進しておりますが、今年度で計画年度が満了いたしますことから新たな課題や視点を反映いたしました次期計画、第4次計画を策定するものでございます。総務市民委員会からは今野副委員長がですね委員となられております。男女共同参画推進委員会でご審議をいただきましてパブリックコメントを経て、年度内の策定を目指しております。計画期間は令和3年度から12年度の10年間。予算額は348万円で、コンサルへの委託料そして、推進委員会委員報酬でございます。

○**島岡委員長** この件については、この程度としてよろしいですか。

（「はい」という声あり。）

○**島岡委員長** 次に、沢辺地区における土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例違反に対する水戸地方検察庁土浦支部における処分に係る資料について、説明の前に委員の皆さまには、この資料は、所管である総務市民委員会の調査研究資料として議長を通じて執行部に請求をしておりますので、資料の取り扱いには十分注意していただくようお願いします。では説明願います。

○**佐賀環境保全課長** 別冊資料をお願いします。鏡で資料提出について（回答）とあるものでございます。沢辺地区における土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例違反に対する水戸地方検察庁土浦支部における処分に係る資料について。5月の15日付で議長より要求がございました告発状につきまして提出をさせていただきましたのでご確認いただきますようよろしくお願いたします。

○**島岡委員長** ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○**吉田（博）委員** この問題は、土浦市が議員を含め3名を告発したと。我々の仲間の市会議員が告発されたと。新聞にも土浦市議員を告発するというのが出たと。不起訴になってから、何も出ないよな。出たか新聞に。

○**佐賀環境保全課長** 新聞社。茨城新聞の方に、全協で報告した翌日の新聞で、茨城新聞の方に報道はされておりました。

○**吉田（博）委員** 茨城新聞だけだよな。これは、我々総務市民委員会も何度も、いわゆる我々仲間議員が関わっていることだから、総務市民委員会としてもどういう内容か参考人呼んで調査をしたという経緯もあるしさ。市が告発して、結果的に不起訴になったというだけの発表ではなくてさ。本人の名誉ということもあると思うんだよな、俺は。名誉が著しく傷つけられたという。これが現実的にあると思うんだけど。その辺は市はどういう風に思っているのかな。

○**佐賀環境保全課長** 今回の不起訴に関しては、内容の方が明らかにされておられませんので、そちらの方については。

○**吉田（博）委員** なんだ、その内容が明らかになっていないとは。どんな内容なんだ。どういうことを言っているんだ。

○**佐賀環境保全課長** 不起訴になった理由について、明らかにされていないというようなことでございます。

○吉田（博）委員 不起訴になった理由というのは別に、検察が明かさなくていいんでしょうよ。それは。

○佐賀環境保全課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

○吉田（博）委員 これは。ただ、結果的に不起訴になったと。無罪だよと。いうことだろうよ。

○佐賀環境保全課長 無罪となったというような理由につきましても、明らかにされていないというようなことでございます。

○吉田（博）委員 だから市は何にも、それ以上のコメントはしないということか。

○佐賀環境保全課長 今回に関しては、犯罪が行われたのか、無罪になったのか。そういったところの理由について明らかにされておりませんので、コメントできないというようなところでございます。

○吉田（博）委員 それはちょっとおかしくないか。塚本部長。

○塚本市民生活部長 今、佐賀課長が言いました事実関係はそういうことで、告発、市の方で事実関係を積み上げてしたと。内容について検察および警察で調べた結果、不起訴処分がでたということが事実でございます。それにあたって市としても新聞各社、報道されておりましたので、先ほどは茨城新聞だけ掲載されたということがありましたけれども、記者クラブに今回の事案については不起訴という処分がされましたということで投げてはおります。その後につきましてでございますが、あそこに残土が積み上げられた状況という現実というか、現実は変わっておりません。それにつきまして、今回本人からも撤去計画というものを出示していただいて、撤去の意思というものが示されたところでございます。それにつきましては、市の方では今後も現在の事象が解消されるようにいろいろ協議しながら進めて行くというようなコメントを出させていただいたところでございます。

○吉田（博）委員 市としては、別に本人に議員の名誉を傷つけたんだけど、別に謝罪とか何かを言うことはないのか。感情的に何かあってもいいんじゃないのかな。事実は事実なんだけれどさ。みんなのいる前でどうこうじゃなくてさ。なんかあってもいいんじゃないか。

○篠塚委員 総務市民委員会としては、この残土条例については、事実を積み重ねて行って報告を受けたということなので。先ほど吉田（博）委員から言われた名誉の問題とか、それはちょっと総務市民委員会にそぐわないかと思うのですが。委員会の中で回答を求めるとするのは難しいかと思っておりますので。総務市民委員会としてはここまでということになるのかなあと思います。

○島岡委員長 今篠塚委員から意見がでましたが。いかがでしょうか。

○吉田（博）委員 逆に聞きたいけれど、どの場所でそれをやればいいんだ。

○篠塚委員 議員が名誉棄損を受けられたとか、そういうのであれば、議会運営に関することにもなるでしょうし、議員の方からそういう提案があれば議会運営委員会等で話し合う。または総務市民委員会等で、委員長であれば話し合うということだと思いません。感情的な論点になってくると難しいかなと思っておりますので、そのような発言をさせて

いただきました。

○吉田(博)委員 感情ではないと思うんだけど。世間の一般常識のルールの中での話だから。感情ではないと思うんだよな。俺はな。じゃあいいや。委員会終わった後、塚本部長、あと佐賀課長。俺と3人で話しようや。

○島岡委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり。)

○島岡委員長 その他何か市民生活部からございますか。

○佐野市民課長 先日のですね、委員会時。篠塚委員の方から市民課における新型コロナウイルスへの対応および市民の来庁状況についてご質問ございましたので、この場をお借りいたしまして、ご報告の方をさせていただきます。まず、市民課における新型コロナウイルスの対応についてですが、市民課では4月の上旬に庁内では一番早く受付窓口にビニールシートおよびビニールシートが設置出来ない箇所には、ビニール製の衝立を設置いたしました。また、待合の為のいすにつきましては、出来るだけ他の方との接触を避けるため、3人掛けのいすには中央部分に。2人掛けのいすは片側の利用を控えていただくよう張り紙により注意喚起を行うとともに、いすが不足しそうな場合には、ある程度の距離を取った形で折り畳みのいすを設置して対応をしております。さらに、記載台についてですが、これまで、対面で記載をする状況でしたので、この対面形式をやめまして、横1列にするとともに、記載台の間にビニール製の衝立を設置しております。なお、受付カウンターおよび記載台につきましては、適宜消毒を実施しております。次に市民課への市民の皆様の方の来庁の状況ですが、5月1日からマイナンバーカードを利用いたしましたオンラインによる特別定額給付金の申請受付が始まったことからオンライン申請時に必要となります暗証番号の再設定等が非常に多い状況となっており、マイナンバーカード関係で来庁される方が急増いたしました。本庁におけるマイナンバーカード関係で来庁された方は連休明けの5月7日の日が一番多くてですね。1日で209の方が来庁されまして、約2時間待ちとなっております。しかし、次の週からは1日100人強となっております。連休直後と比較いたしまして落ち着いた状況となっております。通常の時期では、このマイナンバーカード関係で来庁される方の目的といたしましては、マイナンバーカードの申請、交付と暗証番号の再設定などの電子証明の行使というものが半々という状況ですが、先ほど申しました5月7日8日の2日間は約7割の方が暗証番号の再設定等と電子証明の関係での来庁でございました。また、電話による問い合わせについてですが、暗証番号を忘れてしまった。どうすればよいかという問い合わせや給付金のオンライン申請時に暗証番号を間違えて入力してロックがかかってしまった。市役所で解除できるのかという問い合わせが非常に多くありまして、中にはマイナンバーカードがないと給付金がもらえないのか等の誤った認識による問い合わせも多数ございました。現在もマイナンバーカード関係で多くの方が来庁されている状況ですので、通常のマイナンバーカード関係の受付窓口の他、市民課の一番奥にございます木曜時間外および日曜休日窓口。こちらをマイナンバーカード関係の専用窓口といたしまして、フルに活用しております状況で出来るだけお待たせすること

なく3つの密を避けるような対応をしておりますので、今後も引き続きこの対応を継続して実施してまいりたいと考えております。

○島岡委員長 その他何か市民生活部からございますか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 委員の皆さんからは何かございますか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 以上で総務市民委員会を閉会いたします。